

20歳から60歳までの国民年金加入の方

国民年金保険料の免除制度

保険料を納めることが経済的に難しいときは、申請によって保険料の納付が免除される制度があります。申請者本人、その配偶者、世帯主それぞれの前年所得が一定額以下の場合には、申請により保険料納付が全額免除または一部免除（4分の3、半額、4分の1）になります。

保険料を未納のままにしておくと、将来の老齢基礎年金や、いざというときの障害基礎年金、遺族基礎年金を受け取ることができない場合がありますので、お早めに申請をしましょう。

令和6年度の保険料免除の受付は7月1日（月）から始まります。令和6年度の免除の承認期間は7月（または国民年金加入開始月）から翌年6月までです。

免除期間中に納める保険料の目安

例えば、単身世帯の方が令和6年度の申請をした場合（下記所得額はあくまでも目安です）

免除の種類	令和5年中の所得額		免除期間中に納める保険料（月額）
全額免除	67万円	→	0円
4分の3免除	88万円	→	4,250円
半額免除	128万円	→	8,490円
4分の1免除	168万円	→	12,740円

窓口

茅野市役所保険課（1階7番窓口）、または岡谷年金事務所

持ち物

- ・マイナンバーカードまたは通知カード
- ・本人確認のできる証明書（運転免許証等）
- ・年金手帳または基礎年金番号通知書
- ・失業を理由とするときは、雇用保険被保険者離職票や雇用保険受給資格者証などの写し



手続きの流れ

申請してから2～3か月すると、日本年金機構からご自宅に審査結果がハガキで届きます。

全額免除の承認通知書が届いた場合は納める保険料はありませんが、一部免除の場合は後日郵送される納付書で保険料を納めてください。一部免除の期間中、必要な保険料を納めないと「未納」とみなされ、年金を受け取れなくなったり年金額が減ったりしますのでご注意ください。

却下通知書が届いた場合は、お手元の納付書で保険料を納めてください。納付書を紛失した場合は、岡谷年金事務所までご連絡ください。

申請期間の年金の取り扱い

国民年金保険料の免除、納付猶予、学生納付特例が承認された期間があると、保険料を全額納めたときに比べ、将来受け取る老齢基礎年金の年金額は少なくなります。

そこで、将来受け取る老齢基礎年金の年金額を増やすために、10年以内であれば、これらの期間の保険料をさかのぼって納める（追納する）ことができます。追納制度については来月号にてご案内予定です。